

誠策で勝つ

民主党・船橋市議会議員

さいとう 誠

〒273-0021 船橋市海神4-22-12

TEL・FAX 047-431-1717

E-mail seisaku@jasmine.ocn.ne.jp

URL <http://www6.ocn.ne.jp/~seisaku/>



所信表明質疑④

8月2日、臨時議会での所信表明に対する質疑の続きを報告します。

5. 都市農業支援政策について。

所信表明で松戸市長は、農業後継者が活躍できる環境づくりについて、触れていましたが、船橋市は都市農業が盛んな地域です。

都市農業をPRし、支え手である農家、特に農業後継者を支援していくことは、都市農業を存続させていくためには、必要不可欠であると考えます。農業だけで、生計を成り立たせることは難しく、後継者が都心部まで働きに行っていることも耳にします。

長期的に安定して農業を継続させるために、税制面での優遇策を講じることを提起しました。

具体的には、固定資産税の税率引き下げです。

調整区域農地や市街化区域の生産緑地は固定資産税が減免されて

いますので、これらを除き、農家登録者の実質住んでいる土地、家屋、あるいは生産緑地指定から外れている農地などに課税されている固定資産税の税率を一定引き下げること
を提起しました。

税制面で優遇策をとることで、農業後継者は先々の見通しをたて、安心して農業を引き継ぐことができるかもしれませんが、松戸市長からは検討したいとの答弁でした。

また、都市農業は、宅地開発によって住民とのトラブルに悩んでいます。都市農業は、宅地開発以前から行われていましたが、開発後にお住まいになった方から、農薬散布や肥料の臭いに対して、市役所へ苦情の問い合わせがあります。

農家の方は、住民と上手に付き合っていないと、農業を続けていくことはできないとの思いから、苦情に

無料法律相談どうぞ

下記の通り、ご案内しますので、お気軽にご相談ください。

記

日時 2013年10月19日(土)

午後1時から4時まで

場所 堀江 はつ

千葉県議会議員事務所

西船2-27-23

窓口 さいとう 誠まで。

TEL 047-431-1717

尚、相談時間はお1人様30分とさせていただきます。(予約制です)

緊急の場合、日時について調整させていただきます。

場所は、千葉市中央区の弁護士事務所になります。

なんでも労働相談

経済不況の最中、雇用契約の更新がされなかったり、途中で雇用契約解除がされるという相談が増えています。

連合千葉総武地域協議会では、給与・残業代不払い、休暇、労働時間、解雇、退職金、労働災害、労災・雇用保険などに関して、無料労働相談を受けています。

お困りの方は、ご相談ください。

記

日時 10月18日(金)10時~16時

場所 船橋市勤労市民センター

連絡先 047-401-8126

活動日誌

8月27日 第3回定例会開会

28日 議案勉強会初日。

29日 議案勉強会2日目。

30日 一般質問原稿作成。

有価物回収共同組合意見交換会に参加。

31日 藤原エステンティ納涼祭見学

一般質問原稿作成

9月 1日 葬儀に参列

2日 会派代表者会議傍聴。

一般質問原稿作成。

3日 議案質疑。文教委員会。

4日 一般質問初日。

5日 会派代表者会議傍聴。

一般質問2日目。

民主党会派議員団会議。

6日 一般質問3日目。登壇する。

7日 海神商店会盆踊り大会反省会に参加。

8日 塚田地区環境フェア見学。

海神4・5丁目自治会敬老会

葬儀に参列。

9~10日 一般質問。

11日 海神4・5丁目祭礼資料作成

12日 道路調査。

祭礼打ち合わせのため、海神商店街訪問。

14日 飯山満山の手町会敬老会。

海神中・行田中運動会。

北青会祭礼準備。葬儀参列。

15日 海神北一百寿会敬老会。

19日 文教委員会開会。市政相談。

所信表明質疑⑤

我慢をしています。

野菜、果物をつくるためには、農薬や肥料の使用は避けることはできません。農家の皆さんのお蔭で、野菜や果物を安心して食べることができることを忘れていけないと思います。

松戸市長に対して、都市農業のPR活動を今まで以上に促進させ、住民の皆さんに都市農業について、理解を深めてもらう政策を推進していただくことを提起しました。

松戸市長からは、前向きな答弁をいただきました。

6. 商店街活性化政策について

松戸市長は、農業と同様に、商店街の後継者が活躍できる環境づくりについて、強調していました。

市内の商店街の皆さんは、地域や商店街の活性化を常に考え、朝市や夏祭、盆踊りなどのイベントを熱心に企画・実行しています。

そのご努力には心から敬意を表します。しかし、大型店舗の出店などにより、商店街経営が苦しい状況にあり、また、後継者不在で商売をやめてしまう商店も現実存在しています。

後継者問題についての商店街の悩みは、都市農業の抱える悩みと似ていると私は考えます。

個人商店の固定資産税は、通常の

住宅の6倍近い税額と言われております。長期的に安定して商売を継続させるために、税制面での優遇策を講じることを提起しました。

具体的には、農業の場合と同様、固定資産税の税率引き下げです。

松戸市長からは、検討するとの答弁をいただきました。

7. 情報発信力について

市長から、わかりやすい情報の発信力が必要であり、様々なメディアを活用するなど、発信力を高めていくと説明がありましたが、同感です。

しかし、本年初め、地方公務員の高給実態と称し、船橋市職員給与が日本一であると日刊紙で報道されました。しかし、実際にはラスパイレス指数50位以内の自治体を対象として、平成23年の東日本大震災直後の4月分のみ職員の給与を比較したものであり、その中で1位になったというのが真実です。

埋立地を中心に被災した本市はその対応に追われ、市議選の対応も重なり、残業代が増え、通常月より給与が高くなりました。

これは一例ですが、重要かつ新しい政策執行・事実と違った報道に対する正確な情報発信をするため、定例記者会見を実行することを提起し、前向きな答弁をいただきました。

自転車安全運転条例制定へ

スクールガードや町会長の皆さんから、自転車運転マナーの悪さについて、よく意見を伺います。

自転車は、**道路交通法**上、軽車両と位置づけられています。

1. 歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則。

罰則は3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金。

但し、道路標識、道路標示で指定された場合、運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合、車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合は、歩道通行ができる。

2. 自転車は車道の左端に寄って通行する義務があり、罰則は3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金。

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行することになっていますが、歩道走行する場合は、すぐに停止できる速度で、さらに、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止する義務があり、罰則は2万円以下の罰金又は料料。

4. 安全ルールを守ることについて、飲酒運転が禁止。罰則は5年以下の懲役又は5万円以下の罰金。

6歳未満の子どもを乗せる等の場合を除き、二人乗りが禁止。罰則は、2万円以下の罰金又は料料。

並進可の標識がある場所以外では、並進が禁止されており、2万円以下の罰金又は料料。

夜間は前照灯及び尾灯又は反射器材をつける義務があり、罰則は5万円以下の罰金。等々。

また、**千葉県道路交通法施行細則**第9条では、傘差し運転等が禁止、携帯電話等使用が禁止、ヘッドホン等使用が禁止されていますが、罰則は5万円以下の罰金。

市内では、交通事故の約4分の1は、自転車事故です。

そこで、自転車事故撲滅と自転車利用者のマナー向上を図るため、仮称自転車安全運転条例を制定することを松戸市長に提起しました。

条例の主な骨格は、市、自転車利用者、関係団体等の責務、事故を予防するため、法令、細則の遵守義務、危険運転防止のため市は安全利用を指導する指導員を配置すること、市は市民が自転車の安全利用に関する講習を受ける機会の充実を図ること、関係団体への支援をすること、広報啓発をすることです。

市長からは、自転車事故撲滅とマナー向上のためには、新たな取組が必要であり、近隣市を確認して、条例制定を判断したいとの答弁をいただきました。(第3定例会一般質問)